

予防接種制度が変更！ ～接種対象等が見直されました～

1. 結核（BCG）の対象年齢の拡大（平成25年4月1日から）

変更前：生後6カ月に至るまでの間に接種

変更後：生後1歳に至るまでの間（1歳の誕生日の前日）に接種、標準接種年齢 生後5カ月～8カ月

2. 長期にわたる疾病等のため定期接種を受けられなかった方への接種機会の確保（平成25年1月30日から）

対象：免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病にかかっていたことなどの特別の事情により、定期接種の機会を逃したと認められる方

接種期間：接種が可能となった時から原則2年間

※ただし、BCGは4歳まで、四種混合（ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風）は15歳まで

3. 日本脳炎の予防接種について

（1）積極的勧奨の差し控え期間（平成17年5月30日～平成22年3月31日）の影響を受けた方で、20歳になるまで予防接種を受けることができる特例対象者の範囲の拡大（平成25年4月1日から）

変更前：平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方

変更後：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

（2）平成25年度に日本脳炎の予防接種をお勧めする年齢

区分	通常の対象年齢	特例対象者
1 期初回	3 歳（平成22年生まれ）	7～8 歳（平成17～18年生まれ）の方
1 期追加	4 歳（平成21年生まれ）	9～10 歳（平成15～16年生まれ）の方
2 期	9 歳（平成16年生まれ）	18 歳（平成7年生まれ）で1期の接種を完了した方

4. 麻しん・風しん混合接種の3期（中学1年生）および4期（高校3年生相当）の終了

麻しん（はしか）排除のため、平成20年度から5年間実施してきた予防接種は、平成25年3月31日をもって終了しました。

5. 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌のワクチン接種について

平成25年度以降も接種できます。

緊急走行にご理解とご協力をお願いします

119番通報を受けた消防車や救急車は、一刻も早く火災現場や救急現場に急行し、被害を最小限とするために消火活動をしたり、急病人等の応急処置を行った後、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

119番通報を受けた消防車や救急車は、災害時に迅速に走行するため、道路交通法では「緊急自動車」として一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

緊急自動車が円滑に走行できるよう、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

